

広島県告示第二百八十一号

腐蛆病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係るみつばち、巣箱、巢ひその他の腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市神辺町大字川南、春日町、青葉台、春日台、伊勢が丘、引野町北、引野町一から四丁目、蔵王町、南蔵王町、北吉津町、桜馬場町、明神町、東深津町、西深津町、三吉町、東吉津町、奈良津町、緑陽町、木之庄町